

# 動物を購入する方へ

平成18年6月1日から「動物の愛護及び管理に関する法律」により、全国でペットショップなどの動物取扱業の登録が義務付けられました。登録を受けていないペットショップは営業することができません。

## ○登録を受けているペットショップは…

お店の見やすい場所に標識を掲示することとなっています。  
広告にも同じ項目を記載しなければいけません。

※販売施設を持たないインターネット等を利用した通信販売業についても登録が必要です。ネット上で標識と同じ表示があるか確認しましょう。

**CHECK!**  
登録されている店?

動物取扱業者標識	
①氏名又は名称	和歌山太郎
②事業所の名称	ペットショップ□□
③事業所の所在地	和歌山県×××
④動物取扱業の種別	販売
⑤登録番号	○○○○○○
⑥登録年月日	2007年〇月●日
⑦有効期限の末日	年●月〇日
⑧動物取扱責任者	和歌山花子

## ○動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を購入するときは…

ペットショップから十分な説明を受け、納得した上で購入しましょう。

### <ペットショップ>

動物を購入する方に対して、以下の項目を記載した文書を渡し、説明しなければいけません。

### <購入者>

説明文書を受け取り、住所・氏名の署名をしなければいけません。

**CHECK!**  
説明を受けた?

## 購入しようとする動物について

- 品種
- 性別
- 成体になったときの体重・体長
- 平均寿命
- 生年月日
- 生産地
- 病歴やワクチンの接種状況
- 親・同腹子の遺伝性疾患の発生状況
- 不妊・去勢措置は行っているか

## その動物の飼い方について

- どういう施設で飼育すればよいか
- どのようなエサを与えるべきか
- どのようにエサや水を与えるべきか
- 運動や急速はどのようにすればよいか

## その他

- 不妊・去勢の方法やその費用について(ほ乳類の場合)
- 人と動物の共通感染症
- 購入する動物がかかるおそれの高い病気の種類やその予防法
- ペットを捨てることは犯罪であることなど動物に関する法律の規制について



## ほんとうに飼えますか？ 飼う前にもう一度考えてみましょう

ペットを飼うのに、「愛情」はもちろん必要ですが…。  
「かわいい！」という気持ちだけでは、飼えません！

□ペットが飼えるお住まいですか？

□あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？

□家族は全員、賛成していますか？

□家族に動物アレルギーの人はいませんか？

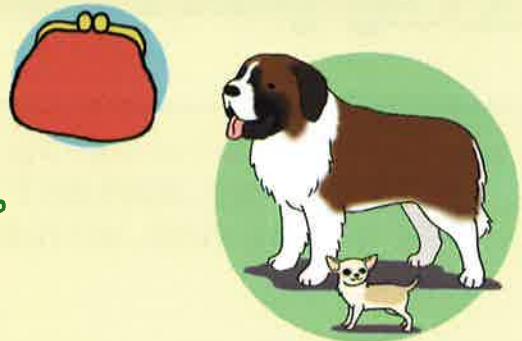
□毎日、ペットの世話に時間と手間をかけられますか？

□あなたの体力で世話ができるペットですか？

□鳴き声やトイレなど近隣に迷惑をかけないよう動物のしつけがしっかりできますか？

□ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか？

不妊又は去勢手術や健康診断、不慮の病気の治療、ワクチン接種など動物を飼うにはいろいろと費用がかかります。また、犬は、法律により終生1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。



□生涯にわたる計画を立ててみましたか？

一般的なペットである犬や猫は、おおよそ15年から20年生活を共にすることになります  
15年後のあなたは何歳になっていますか？

転居、結婚、就職などライフスタイルの変化を考えてみましたか？

動物も長生きすれば、介護が必要となる場合もあることを知っていますか？



□万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

すべてに 「Yes!」 と答えられたでしょうか？？

<問い合わせ先>

最寄りの保健所、県庁食品・生活衛生課（073-441-2620）  
又は、和歌山県動物愛護センター（073-489-6500）